

6. 公害苦情

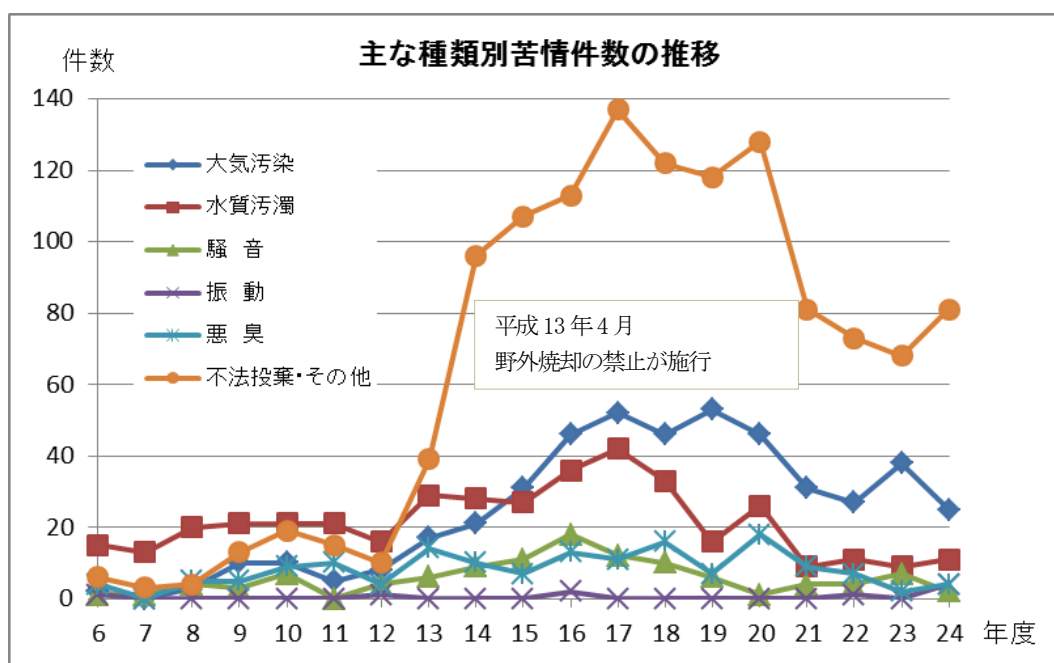
(1) 苦情件数の推移

平成24年度に受け付けた公害苦情は合計127件で、前年度と横ばい状況です。

平成13年度の法改正による野外焼却の禁止に伴い、不法投棄や野焼きの苦情が増加していましたが、苦情ピーク時の平成17年度と比較すると、野外焼却及び不法投棄に対する苦情が半減しており、苦情件総数が約半数に減少しています。

公害苦情件数の推移

年度	公害苦情相談件数 (件)	対前年度増減率 (%)	平成17年度対比 (%)
18	227	△ 11.7	88.3
19	200	△ 11.9	77.8
20	219	9.5	85.2
21	134	△ 38.8	52.1
22	123	△ 8.2	47.9
23	124	0.8	48.2
24	127	2.4	49.4



平成13年4月より野外焼却が禁止されて以来、違法焼却ではなく例外規定として認められている野外焼却についても苦情が寄せられており、一向に苦情が減ることはありません（大気汚染として分類）。

また、焼却炉の使用ができなくなったことなどより、不法投棄の件数も増加しました。ピーク時に比べると、件数は減少しているものの、苦情件数は依然高くなっています。

地域のステーションについても、他地区の住民からごみが出されていたり、分別されていないごみが置かれるなど、ごみの出し方が徹底されていないことが多いです。ごみの出し方・マナーについて、周知を図っていく必要があります。

① 典型7公害

平成24年度の公害苦情（127件）のうち、「典型7公害」の苦情件数は40件（全公害苦情件数の31.5%）で、前年度に比べ16件減少しました。平成24年度の典型7公害の苦情を種別別にみると、大気汚染25件（典型7公害苦情件数の62.5%）と最も多く、次いで水質汚濁11件（27.5%）、振動と悪臭が7件（17.5%）となっています。

最も苦情件数が多かった大気汚染のすべては、野外焼却に関するものでした。違法焼却ではなく例外規定として認められている野外焼却についても苦情が寄せられています。

② 典型7公害以外

廃棄物の不法投棄、害虫の発生など「典型7公害以外」の苦情件数は81件（全公害苦情件数の6.4%）で、多くが廃棄物の不法投棄に関わるものでした。

区分 年度	典型7公害							典型7公害以外		総数
	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌汚染	地盤沈下	廃棄物投棄	その他	
18	46	33	10	0	16	0	0	98	24	227
19	53	16	6	0	7	0	0	115	3	200
20	46	26	1	0	18	0	0	120	8	219
21	31	9	4	0	9	0	0	71	10	134
22	27	11	4	1	7	0	0	68	5	123
23	38	9	7	0	2	0	0	68	0	124
24	25	11	2	4	4	0	0	78	3	127

※典型7公害：大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染及び地盤沈下

7. リサイクルと廃棄物

(1) 廃棄物の状況

①ごみ排出量

燃えないごみについては年々減少していく傾向にありますが、燃えるごみと大型ごみは前年度と比較して増加しています。特に大型ごみについては平成16年度の収集開始以降、年々大幅な増加となっています。

人口が減少している一方でごみ排出量が増えているということは、一人当たりのごみ排出量が増加していることも原因となっています。

全国的に多くの自治体のごみの減量化に成功している中、中津川市も環境への負荷が少ない低炭素・循環型社会の実現に向けて、着実なごみ減量対策を講じる必要があります。各家庭において、生活スタイルの見直しを啓発するとともに、取り入れやすいごみ減量方法を検討し、促進していくことが大切です。

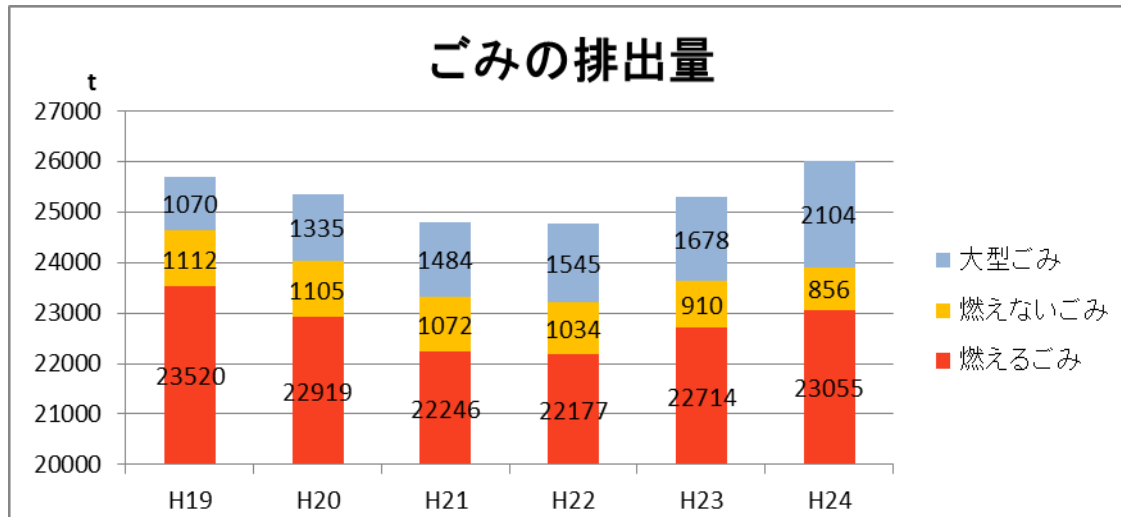
ごみ排出量

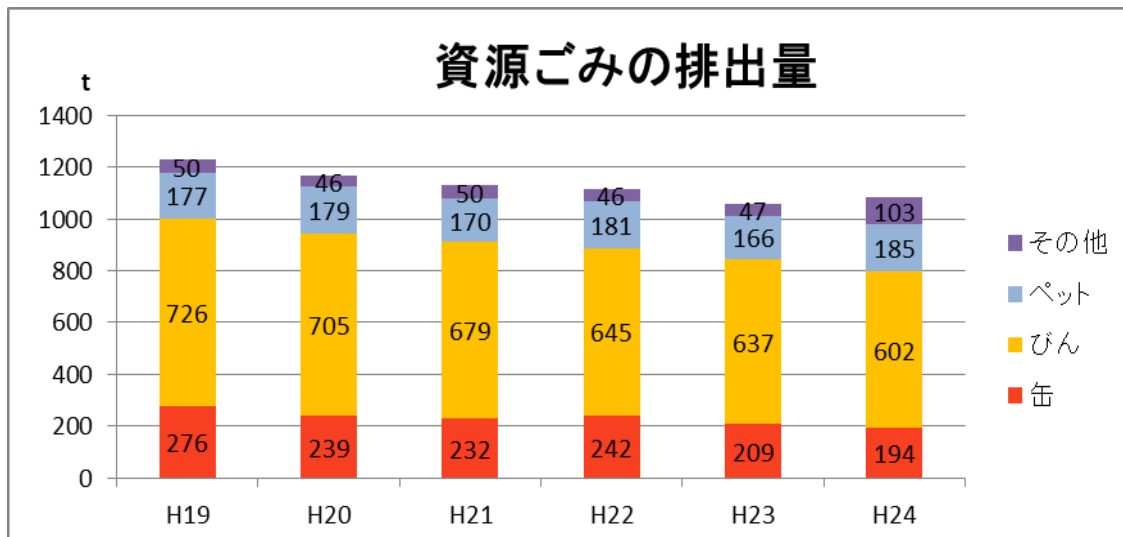
(単位：kg)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
燃えるごみ	23,519,620	22,919,110	22,245,640	22,176,570	22,713,850	23,054,920
燃えないごみ	1,112,140	1,105,390	1,072,260	1,034,040	909,850	856,430
大型ごみ	1,069,590	1,335,060	1,483,600	1,545,150	1,678,820	2,104,060
ごみ排出量	25,701,350	25,359,560	24,801,500	24,755,760	25,302,520	26,015,410
資源ごみ	1,229,629	1,169,246	1,130,562	1,117,486	1,058,880	1,084,500
人口(人)	85,605	85,197	84,711	84,056	83,567	83,024
1人1日あたりのごみ排出量(g/人日)	823	816	802	807	830	858

※4月1日現在人口

なお、岐阜県における1人1日あたりのごみの排出量は960g(平成22年度実績：平成24年岐阜県環境白書p.79参照)です。

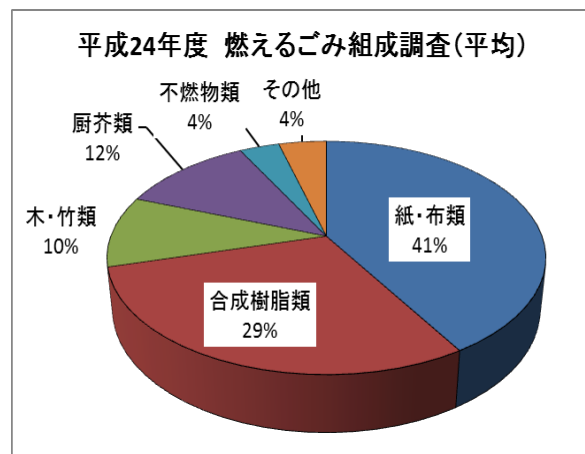
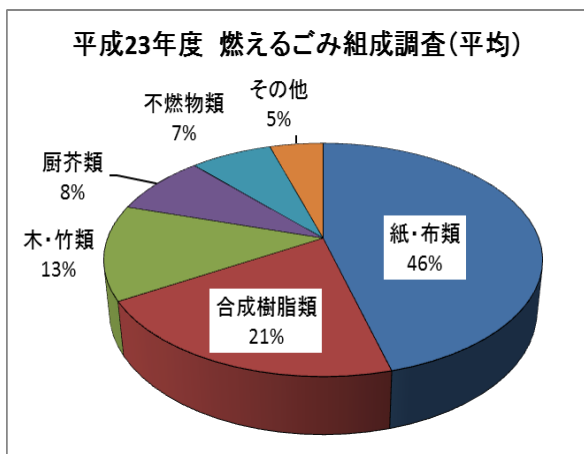




②ごみの組成調査

環境センターでは、搬入された「燃えるごみ」の組成調査を行なっています。

組成調査の結果では、紙類・布類の割合が平成23年度(平均)は45.8%、平成24年度(平均)は41.3%となっています。ごみの減量のためには、約7割を占めている紙類及びプラスチック類のリサイクル化を推進していく必要があると考えています。



(2) リサイクル事業

① 集団資源回収の奨励

中津川市では、小中学校のPTAや地域、子供会・老人会等による集団資源回収（廃品回収）活動が行われています。

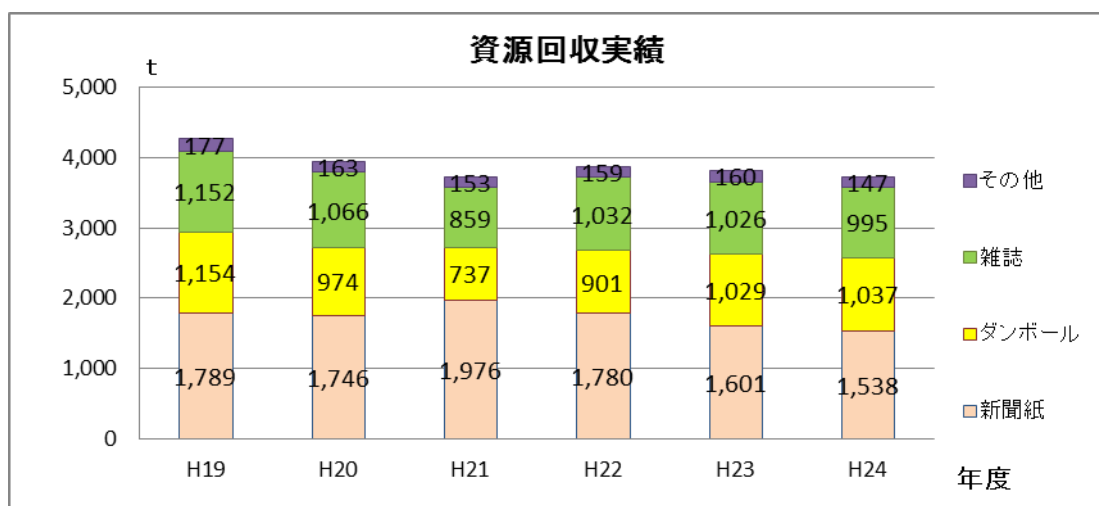
集団資源回収はごみの減量化と資源の有効な活用を図り、循環型社会の構築および生活環境の保全を図ることができる有意義な活動と考えています。また、子供の頃からの環境保全及び、ごみ減量に対する考え方や地域への行事参加も大切と考えています。そこで、集団資源回収を実施している団体に下記のように奨励金を交付し、活動の支援をしています。

対象品目：ダンボール・新聞紙・雑誌・缶類・ビン類・布類・牛乳パック等
 奨励金額：5円/kg

集団資源回収量

(単位：kg)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24
中津川	3,208,041	2,859,418	2,718,895	2,775,369	2,681,095	2,701,077
坂下	256,013	220,106	232,315	228,267	293,536	285,425
川上	40,014	38,425	36,671	33,356	44,358	45,433
加子母	154,277	149,113	143,345	136,381	131,547	126,178
付知	155,229	164,243	97,052	177,476	150,198	148,672
福岡	236,564	308,758	310,362	319,145	312,433	285,035
蛭川	172,848	162,442	141,837	154,479	147,933	124,886
山口	49,212	46,205	44,080	47,680	55,080	49,800
合計	4,272,198	3,948,690	3,724,537	3,872,154	3,816,180	3,766,506



② リサイクルボックス

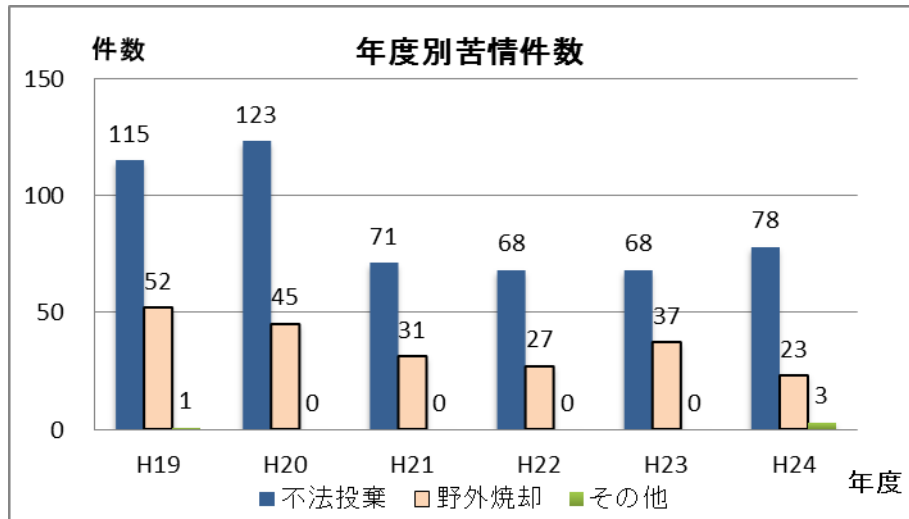
市では、家庭から出る紙類などを集団資源回収に出せなかった、または保管しきれない量になった場合に活用できるよう、リサイクルボックスを設置しています。

(3) 不法投棄等の苦情処理件数

不法投棄や野外焼却の苦情については、多少の増減はあるものの、一向に無くなることはありません。

野外焼却については、田畑等から宅地開発した後の定住者との、地域間コミュニケーションの希薄に伴う苦情が増えています。また、不法投棄については、ごみの分別方法の周知不足や個人のマナーの問題が考えられます。個人個人の意識啓発を促していく必要があります。

不法投棄監視パトロールの強化や不法投棄重点地域を中心に不法投棄防止看板を設置し、不法投棄を未然に防いでいかなければいけないと考えています。また、「地域環境は、地域で守る」ことも大切ですので、区長さんや住みよい環境づくり推進員さんと地域住民との協力体制を強化し、パトロール等を実施していただくことも大切であると考えています。



(4) 家電4品目の不法投棄処理件数

平成13年4月1日より、家電リサイクル法が施行され、テレビ・冷蔵(凍)庫・エアコン・洗濯機はリサイクルすることが義務付けられました。また、平成21年4月1日より、テレビ(液晶・プラズマ式)及び衣類乾燥機が追加されました。これらを処分するときは、リサイクル料金と収集運搬料金が必要になります。

広報等を通じ不法投棄は犯罪であること、また家電リサイクル法について啓発していく必要があります。

